

【Q & A】

Q1 婦人科検診は受けられますか。

A1 検査内容によっては健診機関で受けられない場合がありますので、検査内容、料金等は直接健診機関へお問い合わせ下さい。

Q2 健保補助による婦人科検診・脳検査以外のオプションを受けた場合の支払いはどうなりますか。また、給与天引きはできますか。

A2 補助による婦人科検診・脳検査以外のオプションを受けた場合は、オプション分または補助上限額との差額分の料金を直接健診機関に支払って下さい。給与天引きはできませんのでご了承下さい。

Q3 妊娠中、授乳中の健診はできますか。

A3 直接健診機関へ現在の状況をご説明のうえ、確認して下さい。

Q4 利用決定日は変更できますか。

A4 変更はできます。「利用決定通知」受領後の変更は、直接健診機関へお問い合わせ下さい。なお、変更した場合は、健康保険組合まで変更日をご連絡下さい。健保補助は4月～12月の受診となります。それ以降は自費となりますのでご注意下さい。極力、日程変更はしないようご協力下さい。

Q5 脳検査の補助は、毎年受けられますか。

A5 脳検査の補助は3年に一度となりますので、毎年の補助は受けられません。

Q6 退職予定ですが、受診できますか。

A6 任継および退職(健康保険の資格喪失)予定者は、利用できません。

Q7 急に利用決定日に受診できなくなりました。キャンセルできますか。

A7 速やかに健診機関へ受診できない旨連絡して下さい。また、健康保険組合へも必ず連絡して下さい。(10日以内のキャンセルは健診機関が違約金を徴収する場合があります。)

Q8 都合により健診ができませんでした。個人負担分は給与天引き済みです。戻ってきますか。

A8 受診できなかった場合で、個人負担分の給与天引きが済んでいる場合は、個人負担分が還付されます。健康保険組合へご連絡下さい。

Q9 日帰りドックから一般健診に変更できますか。

A9 直接健診機関へ連絡し、健診機関が了解すれば変更できます。変更した場合は健康保険組合に連絡して下さい。なお、一般健診から日帰りドックへの変更はできません。